



所長・弁理士
藤田考晴 さん

東京工業大学工学部卒。同大学大学院理工学研究科修了。株式会社デンソーの基礎研究所で研究に従事後、大手特許事務所に入所。1998年、弁理士資格取得。約8年の実務経験を経て、2003年「オリーブ国際特許事務所」設立。



デジタル空間の模倣行為防止に注目 知財に関わる不正競争防止法の改正

社会のデジタル化考慮
ビッグデータの保護も

知的財産に関係する不正競争防止法等の一部を改正する法律が国会で成立、2023年6月に公布された。知財のスペシャリスト、『オリーブ国際特許事務所』所長の藤田考晴さんに現代的な視点で注目すべき改正点をお聞きした。

―改正前はなかった規定が多くありますが。

「不正競争防止法は企業間の不適切な競争を防ぐための法律で、商標や意匠など知財に関わる規定が多く含まれています。知財分野のデジタル化や国際化を背景に、知財を活用したスタートアップや中小企業の新規事業展開を後押しすることなどを目的に改正されましたが、中でも注目しているのはデジタル空間における模倣行為の防止です」

―デジタル空間における模倣行為とは、どのようなものですか。

「インターネット上の仮想空間メタバース内で、販売主の分身アバターが他のメーカーの商品のデザインを模した服やアクセサリなどを身に付け、それを販売するような行為です。改正前はデザイ

ンの模倣禁止は現実空間で手に取って触れる有体物のみに限られていましたが、急速に進む社会のデジタル化を考慮し、法改正で商品形態の模倣行為についてデジタル空間上の無対物も不正競争行為認定の対象とし、差止請求権などを行使できるようにしたのです」

―ビッグデータに関する規定も新たに設けられているようですが。

「ビッグデータは、インターネットとIT技術で蓄積される地図データや消費動向データなどの膨大なデータを指します。改正法では、営業秘密・限定提供データの保護強化の項で取り上げられ、ビッグデータを他社に共有するサービスでデータを秘密管理している場合も含め、限定提供データとして保護し、侵害行為の差止め請求などを可能にするものです。限定提供データとは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、管理されている技術上又は営業上の情報をいいます。営業秘密を違法に手に入れ、自社の営業に利用する行為は侵害者側の内部で行われるため、侵害された企業は使用行為の立証が困難という課題がありました。改正では明確な因果関係を立証できなく



ても、一定の要件で侵害者が営業秘密を使用したと推定できれば、差止め請求などができる規定が整備されました。営業秘密の不正使用の抑制効果が期待できます」

(ライター／斎藤 紘)



オリーブ国際特許事務所

オリーブこくさいとっきよじむしょ

☎ 045-640-3253

✉ olive@olive-pat.com

📍 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー37F

http://www.olive-pat.com/

